

# 車両火災発生等緊急時における 統一对応マニュアル

平成21年8月5日制定  
令和5年3月6日改正  
公益社団法人日本バス協会

## 対応の基本

- ・乗客の安全確保を最優先とし、これに最善をつくす。
- ・冷静沈着に行動する。

乗客の安全を確保するため、

○シートベルト

○非常口の設置場所及び開放方法

等の安全情報については、車内でのポスターやアナウンスのほか、ビデオ映像、安全のしおり等によって、あらかじめ乗客への案内・周知を徹底する。

### I. 運転者の行動

1. 異常を感知したときは、ハザードランプを点灯させる。

※エンジンが停止してしまった場合には、その状態での惰行運転、降坂走行は、絶対にしない。

(トンネル内は路肩スペースが少ないため、停車すると二次事故を起こす危険性があります。そのため、トンネル内で故障した場合は、すぐにハザードランプを点灯させて後続車へトラブル発生を知らせます。惰性を極力活用して道路の左側に寄り直近の非常駐車帯に入るようにしてください。)

2. 他の交通に支障のないように直ちに停車する。

(1) 空き地または路肩に停車する。

(2) エンジン、冷暖房を止める。なお、夜間、トンネル内は全灯火を点灯する。

3. 点検のため、バスの外に出るときは、

(1) やむを得ない場合を除き、車線上には出ない。

(2) 夜間・トンネル内では、懐中電灯を自分に当てて存在を示す。

4. 点検のときは、

- (1) 停止表示器材(通称「三角停止表示板」、発煙筒による後方防護及び輪止めをする。
- (2) 火災が発生しているかどうかを確認する。
- (3) 故障の場合は、燃料・オイルが漏れていないか、その他電気系統の異常等による火災の恐れがないかどうかを点検する。

5. 4の点検の結果、火災または火災のおそれがあるときは、

5-1

- (1) 直ちにメインスイッチを切る。その際、ドアの開放状態を確保するため、エア抜き等必要な措置を講じる。
- (2) 乗客に冷静沈着に車両等の状況を説明し、運転者の指示に従い車外への脱出を優先することを徹底する。
- (3) 乗降口からの脱出を優先し、不可能な場合は、非常扉、窓からの脱出を指示する。
- (4) 火災のときは、燃焼部位に近い乗客、その他のときは、脱出口に近い乗客から脱出させる。この場合、負傷者、障害者、高齢者、子供、女性を優先する。
- (5) 肌の露出部分は、衣類等で覆うよう指示する。
- (6) 非常口や窓から脱出する際には、後方防護等の安全確認を再度行うとともに、状況に応じて乗客の協力を求めて開始する。特に、負傷者、障害者、高齢者、子供、女性が、非常口、窓から脱出する際には、他の乗客の協力を要請する。

**※負傷者がいるときは、救出・救護を最優先とする。  
応急処置の留意点は、【別紙参照】**

5-2

車外への脱出後は、

- (1) 車内に残った乗客がいないか再確認をするとともに、乗客名簿等必要帳票類を持ち出す。
- (2) 見通しの悪い場所や追突のおそれがある場所に停車したときは、安全を確認しながら一人ずつガードレールの外側など車線外に誘導する。
- (3) トンネル内では、最寄りの避難口を利用する。ただし、火災のときは、風上の避難口に誘導する。

**乗客の安全を確保した後、状況に応じて初期消火に当たる。**

5-3

車外(野外)での乗客の安全確保後、110番または119番へ通報する。

- (1)状況により乗客に通報を依頼する。
- (2)トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話があるときは、それによる通報を優先する。

5-4 運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、乗客の誘導、警察(消防)への通報後に報告する。

6. 4の点検の結果、火災の恐れが無く(単なる故障等)、かつ、追突の恐れが無いときは、車内待機とする。

**※負傷者がいるときは、救出・救護を最優先とする。  
応急処置の留意点は、【別紙参照】**

6-1

- (1)乗客に状況を説明し、運転者の指示に従うよう徹底する。
- (2)後席の乗客は前席へ、車線側の乗客は路肩側へ移動させる。

6-2

- (1)必要に応じ110番または119番へ通報する。
- (2)状況により乗客に通報を依頼する。
- (3)トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話があるときは、それによる通報を優先する。

6-3

運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、警察(消防)への通報後に報告する。

6-4

10分ごとを目安に状況を説明し、乗客の不安解消に努める。

## II. 運行管理者及び運行事業者の行動

- 1. 運行管理者は、運転者からの第1報を受けたときは、
  - (1)運転者が混乱しているときは、落ち着くよう指示する。
  - (2)また、運転者や乗客が動揺しないよう、落ち着いた指示を出す。
- 事故の概要を把握する。
  - ①発生時間、場所・負傷者の有無及び程度
  - ②救急車の手配の有無

- ③乗客の安全確保の状況
- ④警察(消防)への通報の有無
- ⑤道路状況、天候状況

○運転者への指示(再確認)

- ①負傷者がいれば救急車の手配等、人命救助を最優先させる。
- ②乗客の安全確保ができていない場合にはその実施
- ③後方防護等2次災害の防止に努めさせる。
- ④警察(消防)からの指示事項があればこれを伝える。
- ⑤運転者との連絡方法を確認する。

2. 運行管理者は、上司及び本社へ報告する。
3. 運行管理者または運行事業者は、運輸(支)局及び共同運行会社等関係者へ連絡する。
4. 対策本部の設置  
運行事業者は、次に該当する事故が発生したときは、対策本部を設置する。
  - (1)車両火災が発生したとき。
  - (2)トンネル内事故が発生したとき。
  - (3)事故の規模または社会的影響が大きい事故が発生したとき。
5. 運行事業者は、次の救援体制をとる。
  - (1)現場付近のバス会社、共同運行会社等に救援車を依頼する。
  - (2)状況により、付近に自社の後続車・対向車があれば、現場付近に待機させ、情報収集を指示する。
  - (3)救援車の手配が整ったら現場に連絡する。
  - (4)待機時間が長時間に及ぶ恐れがある場合には、
    - ①食料、飲料等を確保する。
    - ②休憩所・毛布、タオル等を手配する。
    - ③代替交通機関、宿泊施設等を手配する。
6. 運行事業者は、負傷者が発生した場合には、
  - (1)住所、氏名、連絡先等を確認する。
  - (2)搬送先、負傷の程度を確認し、家族等へ連絡する。
7. 乗客の連絡先及び携行品等の確認
  - (1)運行事業者は、乗客の連絡先を確認する。
  - (2)滅失、損傷した物品等を把握する。